

第4章

目標達成のための取組と関係者の役割

- 1 目標達成に向けた取組
- 2 関係者の役割及び連携協力

1 目標達成に向けた取組

(1) 県民の健康の保持・増進

① 保険者による保健事業の推進

ア 特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施

保険者は、平成20(2008)年度から特定健康診査を実施するとともに、その結果に基づき、対象者に対して特定保健指導を実施してきました。3期計画では、特定健康診査等の実施率を向上させることはもとより、特定保健指導対象者を減少させることができるよう、引き続き、特定健康診査等の受診勧奨や食生活の改善、身体活動量の増加に係る啓発などの取組を行います。

[県の役割]

県は、県民に対して、特定健康診査等の必要性について、引き続き普及啓発を実施していくとともに、保険者に対して、国の動向、特定健康診査等の効果的な取組例などについて、栃木県保険者協議会等を通じて情報提供します。また、特定健康診査等の実施率向上のため技術的助言などの必要な支援を行います。

特定健康診査等に携わる医師・保健師・管理栄養士等に対しては、知識・技術の向上のため、「健診・保健指導の研修ガイドライン」に沿って、引き続き研修を実施します。

また、市町国保が実施する特定健康診査等に要する費用の一部を負担します。

イ データヘルス計画、糖尿病重症化予防プログラム等に基づく生活習慣病予防の実施

保険者は、加入者の健康の保持・増進に向けて、レセプト等のデータを活用したデータヘルス計画を策定し、効率的かつ効果的な保健事業をPDCAサイクルに沿って実施します。

[県の役割]

県は、栃木県保険者協議会等を通じ、KDB等のデータを活用しながら、保険者とともに地域の課題を明らかにし、健康づくりの推進に向けて認識を共有します。また、栃木県医師会及び栃木県保険者協議会と連携して、糖尿病重症化予防プログラムの取組を円滑に実施できるよう保険者を支援します。

ウ 保険者の連携・協力による効果的な保健事業等の実施

県は、栃木県保険者協議会の事務局機能を発揮し、県内保険者間の連携・協力を通して、好事例の横展開や保険者の連携・協力による効果的な保健事業等の実施に取り組み、健康づくりや適正受診等に向けた県民の行動変容に繋がる保健事業を推進します。

また、保険者の連携・協力を寄与するよう、K D B等のデータ活用に当たっては、保険者横断的な分析に取り組みます。

② 市町による健康づくりや介護予防、予防接種に関する取組の推進

市町では、健康の保持・増進、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を図るため、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の他、がん検診、歯周病検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診等の健康増進事業を実施するとともに、支援が必要な高齢者の多様なニーズに応じたサービスを提供するため、介護予防・日常生活支援総合事業等の介護予防事業を実施します。

これらの事業は、住民の健康増進の基礎となる事業であり、学校保健、職域保健等を含めた関係機関と連携しながら、効果的に事業を運営することが求められます。

また、市町は、予防接種法に基づく定期の予防接種の実施主体として、適正かつ効率的な予防接種の実施を図り、住民への情報提供に努めます。

[県の役割]

県は、市町が行うがん検診等の健康増進事業について、必要な情報の提供や技術的支援等を行っていきます。がん検診については、効果的な受診率向上策の推進や県民の利便性を考慮した市町の検診実施体制の整備を促進します。

また、虚弱や要介護状態を予防するために、市町が行う高齢者の自立支援・重度化防止に関する取組を支援するとともに、高齢者のオーラルフレイルやロコモティブシンドロームの予防等に取り組みます。

さらに、予防接種の接種率の向上に向け、感染症予防に関する正しい知識の普及啓発を行っていくとともに、感染症の発生動向の調査及び情報の公開、市町間の連携の支援等に取り組みます。

③ 健康長寿とちぎづくりの推進

県は、「とちぎ健康 21 プラン（2期計画）」の基本方向に沿った各種事業を展開することにより、生涯にわたり健康でいきいきと暮らせる、豊かで活力ある“健康長寿とちぎ”を創造することとしています。

健康長寿とちぎの実現に向けて、県民一人ひとりが自らの健康づくりに積極的に取り組めるよう、また、社会の多様な主体が県民の健康づくり支援に自発的に参画できるよう、企業・団体等との連携も強化しながら、県民運動を通じ、効果的な施策を検討・展開します。

(2) 医療の効率的な提供の推進

① 病床機能の分化及び連携並びに地域における医療・介護の体制整備の推進

県は、各地域においてそれぞれの特性を活かした病床機能の分化及び連携や、在宅医療・介護サービスなどの地域における医療・介護の体制整備を推進するため、県全体で病床機能の転換等の医療機能の分化・連携を推進します。

また、在宅医療・介護に係る多職種協働のための人材の確保・育成、在宅医療に係る関係機関間の連携の充実・強化に向けた取組に係る支援、在宅医療推進支援センターによる在宅医療・介護連携に係る市町支援に努めます。

② 後発医薬品の安心使用の促進

患者や医療従事者が安心して後発医薬品を選択することができることにより、後発医薬品の使用が促進されます。

保険者においては、その実情に応じて、加入者に対して後発医薬品の使用による自己負担の差額通知等の取組が求められています。

[県の役割]

県は、患者等が安心して後発医薬品を使用できるよう、また、医療従事者における後発医薬品に関する情報収集及び評価に係る負担軽減を図るため、引き続き「栃木県後発医薬品安心使用促進協議会」等の運営を通じて、病院や薬局が取り扱う後発医薬品の品目を調査し、結果を公表します。

また、保険者における取組を支援するため、モニター薬局等調査（後発医薬品の使用状況の推移や県民の意識変化等の調査）の評価結果や保険者の取組状況に関する情報提供等に努めます。

さらに、地域単位での後発医薬品安心使用促進協議会等を開催することにより、市町・保険者と地域の医療関係者との連携が進むよう支援します。

また、「薬と健康の週間」などの様々な機会を捉えて、県民への普及啓発を行います。

③ 医薬品の適正使用の推進

処方医とかかりつけ薬剤師・薬局等との連携の下、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握や在宅での対応を含む医学薬学的管理・指導等により、医薬品の適正使用が図られます。

保険者においては、複数の医療機関から重複して薬剤の投与を受ける等の事例について、その実情に応じて、加入者の適正受診・適正服薬を促す取組が求められています。

[県の役割]

県は、かかりつけ医、歯科医、薬剤師、薬局の普及を図るため、県民に対して、医療関係者との連携の下、イベントなど様々な機会を活用し、かかりつけ医等の機能と

有用性について普及啓発を実施するとともに、県民が適切にかかりつけ医等を選択できるよう、とちぎ医療情報ネットを通じて、医療機関や薬局における在宅医療への対応などの機能情報をわかりやすく提供します。

また、患者自身が服薬情報を、いつでも、どこでも入手し、薬剤師等から適切な服薬指導等を受けられるよう、お薬手帳（電子版を含む。）の普及を促進するなど、情報提供体制の充実に努めます。

さらに、かかりつけ医への処方提案などの専門性の高い業務や在宅医療に対応する薬剤師を養成するため、県薬剤師会と連携して体系的な研修を実施し、薬剤師の資質向上とかかりつけ薬局の機能充実に努めます。

また、保険者における取組を支援するため、県民の適切な受療行動の促進に向けた効果的な取組例に係る情報提供等に努めます。

（３）県の役割の強化

県は、これまで、県民が生涯を通じて安心して健康でいきいきと暮らすことができるよう、県民の健康増進や良質な保健医療を提供する体制の確保、高齢者の予防（介護予防）に向けて、地域の予防・健康、医療、介護の施策を推進してきました。

平成30（2018）年4月以降、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることを契機に、それらの役割をよりの確に発揮できるよう、次のとおり保険者の機能強化に向けた支援や施策横断的な取組の充実に図り、県民の健康の保持や医療の効率的な提供を推進します。

① 保険者協議会の機能強化

栃木県保険者協議会について、栃木県国民健康保険団体連合会とともに事務局機能を担い、保険者への助言や支援を通じて、効果的、効率的な施策展開を図ります。

② 保険者への支援

保険者努力支援制度を通じた保険者に対するインセンティブの充実やデータの有効活用により、保険者の取組の一層の促進を図ります。

③ 情報（データ）の有効活用に向けた人材の育成

NDBやKDBなど、国や保険者が管理する健康や医療等に関する情報の利活用に向けて、データ分析に通じた人材の育成に取り組みます。

2 関係者の役割及び連携協力

(1) 関係者の役割

① 市町

市町は、住民に身近な保健福祉サービスの実施主体として、地域住民への保健・医療・福祉に関する情報提供や各種保健事業・福祉サービス・感染症対策を実施するとともに、保険者として、特定健康診査、特定保健指導やデータヘルス計画に基づく保健事業を効果的に実施することが求められます。

また、介護保険の保険者として、施設・居住系サービスや介護サービスの充実、介護予防に向けた取組の推進などが求められます。

② 保険者

保険者は、加入者の健康の保持増進のため、特定健康診査・特定保健指導やデータヘルス計画に基づく保健事業を効果的に実施することが求められます。

その際、事業者が行う定期健康診断との連携を図り、特定健康診査等を円滑に実施することや、各保険者の実情に応じて、生活習慣病の重症化予防や後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用に向けた取組を実施することが求められます。

③ 医療関係者

医療従事者は、高度な専門的知識及び技能を有し、医療及び保健指導を掌ることによって、県民の健康な生活を確保する役割を担っています。また、医療機関・医師会等は、地域住民に安心のできる医療を提供し、地域保健・医療を推進する役割を担っています。

医療関係者は、こうした自らの役割を十分認識し、県が策定する保健医療計画に定める医療連携体制構築に協力するとともに、地域における医療等の提供に関し、必要な支援を行うことが期待されます。また、患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応や体制の整備に努めること、及び医薬品の適正使用に向けた医学薬学的管理を行うことが期待されます。

④ 事業者・企業等

事業者・企業等は、労働安全衛生法に定められた定期健康診断等の労働者の健康確保に関する措置を確実に実施し、保険者の求めに応じて健康診断の結果を提供するとともに、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の整備に努めることが求められます。

また、健康診断の結果、再検査又は精密検査を行う必要がある労働者に対して、検査の受診を勧奨するとともに、医師に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが求められます。

⑤ 介護事業者等

介護事業者等は、地域医療における課題を共有し、医療機関等との連携強化による介護サービスの充実等を図るなど、地域における医療・介護の体制整備に協力します。

⑥ 県民

県民は、自らの健康づくりに主体的に取り組み、適切な受療行動に努めることが大切です。

「自分の健康は自分でつくる」という意識を持ち、自らの加齢に伴って生じる心身の変化等を自覚して常に健康の保持・増進に努めることが必要であり、県民一人ひとりが日頃から健康診査の結果等に留意しながら、適度な運動・休養、バランスのとれた食事や禁煙など健康な日常生活を送ることにより、生活習慣病の予防に努めることが求められます。

また、地域の医療資源を有効に活用するため、自らの医療情報を適切に把握しながら、信頼関係のあるかかりつけの医師等を持ち、その判断を仰ぎながら、症状に応じた適切な医療を受けることが望まれます。

(2) 連携協力

この計画を着実に推進し、医療費の適正化を実現していくためには、全ての関係者が、自らの役割を認識し、それぞれの役割を十分に果たすとともに、互いに連携し、協力していくことが不可欠です。

例えば、特定健康診査・特定保健指導の実施率の目標を達成するためには、実施率を高めるための取組例等について情報交換を行うなど、県、市町、保険者及び医療機関などの関係者が、連携・協力体制を築く必要があります。

また、地域医療構想等を推進していくためには、在宅医療と介護の連携推進に向け、行政、医療関係者、介護事業者等の連携・協力が必要不可欠である上、県民の理解と適切な受療行動が求められます。

これらのことを、関係者は日頃から十分に認識した上で、様々な機会を活用して積極的に連携・協力を図ることが重要です。